## 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための指導の手引き開発事業 公募に関するQ&A集

第1回更新(令和6年3月6日までの質問)

No.	ご質問	回答
	○本手引きは、不登校の児童生徒らを置き去りにし	○不登校の児童生徒への対応策を具体的に記載する
1	ないものにしていく必要があると考えているが、物理	目的の手引きではありませんが、個別最適な学びと
	的な登校者だけに限定したものか。	協働的な学びを実現する中で不登校を生まないよう
		な学校にしていくということは重要な点と考えます。ま
		た、学校に来られない子供も含めた対応として活用
		できるような内容を積極的にご提案いただけるのであ
		れば、歓迎いたします。
2	○企画検討会議の委員や記事執筆に関する諸謝	○原則として、国で示す諸謝金の基準単価表(本資
	金の額の規準はあるか。	料別紙を御参照下さい。)に則って計上してくださ
		い。ただし、委託事業者が規定等に定める単価な
		ど、別に根拠となりうる単価がある場合においては、そ
		れらを用いて積算することも可能です。
	○本事業における取材の対象校と、自社の情報誌	○本事業における検討の結果として取材先の学校が
	等で取り上げる予定校は一致しないように調整を	重なることは問題ありません。ただし、本事業における
	する必要があるか。	取材の内容を自社の広報媒体に載せる場合は、本
3		事業における取材に基づく旨を明示いただく必要があ
		ると考えます。なお、その場合は、本事業において作
		成する手引きの公開時期との兼ね合いもあるため、
		事前にご相談いただくようお願いいたします。
	○記事において取り上げる学校種は小学校、中学	○学校種については、小学校、中学校、高等学校す
	校、高等学校までか。また、学校種と教科等のバ	べてを取り上げたいと考えています。そのバランスにつ
4	ランスはどのように考えればよいか。	いては、学校種によって実践の実態に偏りがあると思
-		いますので、取り上げる数に偏りがあっても仕方がない
		と考えます。また、特定の教科等によらず取り組める
		手法を取り上げたいと考えます。
	○取材先の学校について、地域(首都圏に偏らな	○「実践編」は学校ごとではなく手法ごとに取り上げる
	いなど)や公立・私立学校の記事数の割り振りな	予定です。「学校特集編」では、公立か私立かは問
5	どの目安はあるか。	わないが、小学校、中学校、高等学校を少なくとも
		1 校ずつ取り上げたいと考えています。 具体的には、
		一緒に相談しながら検討を進めていければと思いま
		<b>ब</b>
	○授業の動画や写真の撮影に当たって、児童生徒	○動画や画像には、可能な限り児童生徒の顔は写
6	の肖像やプライバシーに関する権利関係の手続き	(映)していただきたいです。そのうえで、受託者にお
	は、受託者が行うのか。	いて、肖像やプライバシーに関する許諾を取っていた
		だくようお願いします。

7	○申請者は原稿料を受け取ることができるか。	○申請者は、諸謝金の受取はできません。記事の執筆		
		作業等受託者において係る経費で一般管理費に含		
		まれない経費については、人件費として計上いただけ		
		ればと思います。		
8	○海外での個別最適な学びの事例等を含めて検討	○原則、日本国内の事例を取り上げることを想定して		
	してよいか。	おりますが、日本国内における各学校や教育委員会		
		において実現可能な実践例であれば、海外の事例		
		を取り上げていただいても構いません。ただし、現地へ		
		の取材は、経費上の観点から難しいと考えます。		
9	○経費でパソコンを購入することは可能か。	○委託要項7 (2) に記載の通り、備品の購入は認		
		めておりません。本事業の実施においてどうしても必		
		要な場合は、個別にご相談ください。		
10	○参考資料『各経費項目についての留意事項』に	O10%としてください。		
	おける(3)一般管理費(p13)における「③	※一般管理費の積算に当たっては下記①~③を比較		
	委託要項で定める一般管理費率」とは。	し、最も低い率以下で計上することとしています。		
		①受託者の直近の決算により算定した一般管理費率		
		②受託者が受託規定に定める一般管理費率		
		③委託要項で定める一般管理費率		

## 諸謝金基準単価表

委託事業の経費の積算にあたっては、以下で定める諸謝金基準単価(以下「基準単価」という。)を基準として使用してください。

- ※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に 定める単価(以下「規定単価」という。)など、別に根拠となりうる単価がある場合に おいては、それらを用いて積算することも可能ですが、高額とならないように配慮し、 合理的な単価を設定してください。
- ※ 規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用してください。
- ※ 以下で示す区分以外の諸謝金の計上を妨げるものではありません。

## 諸謝金基準単価

HT 1997 TO TO 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
区分	単位	金額(円)	備考	
会議出席謝金	日	14, 000	実働 2 時間以上	
会議出席謝金	時間	7, 000	実働 2 時間未満	
講演謝金	時間	11, 510	専門的なテーマの講演	
講義謝金	時間	8, 050		
実技・指導等謝金	時間	5, 200		
助言謝金	時間	5, 200		
作業補助等労働謝 金	時間	1, 210	会場整理など	
執筆謝金	枚	2, 500	思想・文献・提言等影響度が 高いもの	
執筆謝金	枚	2, 040		
校閱謝金	枚	1, 020		